

6 その他

6-1 障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等を有していない高齢者、または指定機関による知的障がい者の判定を受けていない高齢者及び障害者手帳等では判定できない状態である高齢者が、介護保険の要介護または要支援の認定を受けており、障がいの程度が各種手帳と同程度とみなされる場合、所得税法及び地方税法上の障害者控除を受けることができます。

- 対象者 市内に住所を有する65歳以上の人

| | |
|------|-----------------------|
| 問合せ先 | 高齢福祉課・各総合支所市民福祉課（福祉課） |
|------|-----------------------|

6-2 消費者被害に関する相談

市内に在住・在勤・在学の消費者を対象に、商品を購入したりサービスを利用したりするときに生じる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど、消費生活に関する相談を受け付け、どんな解決方法があるのかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口です。

- 相談日時 月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）
9：00～12：00、13：00～16：00
相談受付は15：00終了（※来所相談は事前予約が必要です）
- 場 所 市本庁舎3階 市民交流課内

| | |
|------|------------------------|
| 問合せ先 | 津市消費生活センター 電話 229-3313 |
|------|------------------------|

6-3 選挙での投票方法について（不在者投票制度等）

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設に入院、入所している方が投票日に投票所へ行けない場合、投票日の前日までにその病院等において投票することができます。

また、病院等に入院、入所していなくても要介護5と認定された方や身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っており、その障がいの程度が定められた要件に該当する方で投票所に行けない場合は、郵便による投票をすることができます。

※ 郵便による投票をするためには、事前に申請などの手続が必要です。

| | |
|------|------------------------|
| 問合せ先 | 選挙管理委員会事務局 電話 229-3236 |
|------|------------------------|

■投票所への移動に利用できる介護保険サービス

投票所や期日前投票所への移動が困難な有権者で一定の要件を満たす人は、次の制度が利用できる場合があります。詳しくは、ご利用のケアマネジャーまたは以下の担当課にご相談ください。

●訪問介護サービス（通院等のための乗車または降車の介助）

ホームヘルパー自ら運転する車両で目的地（投票所等）へ移動する際の乗車または降車の介助を行います。

- ・ 提供者 訪問介護事業所（通院等乗降介助の届け出をした事業所）
- ・ 対象者 要介護1～5の人（ケアプランに位置付けがある場合）
- ・ 利用料 介護保険自己負担分（原則1割～3割）及び交通費

●訪問介護サービス

ホームヘルパーが目的地（投票所等）に行くための外出介助を行います。（移動にはバス等の交通機関が必要となります。）

- ・ 提供者 訪問介護事業所
- ・ 対象者 総合事業対象者、要支援1～2、要介護1～5の人（ケアプランに位置付けがある場合）
- ・ 利用料 介護保険自己負担分（原則1割～3割）及び交通費

| | |
|------|-------------------|
| 問合せ先 | 介護保険課 電話 229-3149 |
|------|-------------------|

6-4 津市ごみ出しサポート収集事業

日常のごみ出しが困難な世帯に市職員が、地域ごとに決まった曜日に直接お家まで無料で収集に向かいます。

- 対象者：次の①～③すべてに当てはまるご世帯
 - ① 市内居住のホームヘルパー利用者又はごみ出し困難な状況の方
 - ② 要介護2から5又は肢体不自由1級、2級又は視覚障害1級、2級の認定を受けている方
 - ③ 単身の方又は②の対象者のみの世帯、又は②の対象者と子ども（高校卒業までの児童）のみの世帯

※ 利用する方は、自宅の敷地内に、専用の蓋付容器2個（燃やせるごみ用、燃やせるごみ以外用）をご用意ください。

| | |
|------|---------------------------------|
| 問合せ先 | 環境政策課 電話 229-3258 各総合支所地域振興課 |
|------|---------------------------------|

6-5 大型家具等ごみ出し支援事業

大型家具等をごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が直接、無料で収集に向かいます。

- 対象者：次のいずれかに当てはまる方のみで構成されるご世帯
 - ・ 要支援認定を受けている方（要支援1、2）
 - ・ 要介護認定を受けている方（要介護1～5）
 - ・ 障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方
 - ・ 75歳以上の方
- 対象品目：タンス、棚、鏡台、ベッド、マットレス、マッサージチェア等の大型家具類

※ 対象者が既に施設等に入所している場合や引越しや施設等への入所が決まっている場合は対象外となります。

※ 対象品目の大きさは、長さの1辺が1m以上2m以下で、安全に収集・運搬が可能なものに限ります。

| | |
|------|---------------------------------|
| 問合せ先 | 環境政策課 電話 229-3258 各総合支所地域振興課 |
|------|---------------------------------|